

件名

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和五年金融庁告示第二十四号）の一部を次のように改正し、令和七年三月三十一日から適用する。

令和七年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則	改 正 後
<p>(損益要因分析テストに基づくマーケット・リスク相当額の算出に関する経過措置)</p> <p>第二十二条 内部モデル方式採用金庫（新信金告示第一条第十号の三に規定する内部モデル方式採用金庫をいう。）は、新信金告示第二百七十五条の八第三項から第六項までの規定にかかわらず、当分の間、損益要因分析テスト（新信金告示第一条第八十九号に規定する損益要因分析テストをいう。）において、レッド・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類した場合には、当該分類をグリーン・ゾーンに分類したものとみなして、マーケット・リスク相当額を算出するものとする。</p>	<p>(損益要因分析テストに基づくマーケット・リスク相当額の算出に関する経過措置)</p> <p>第二十二条 内部モデル方式採用金庫（新信金告示第一条第十号の三に規定する内部モデル方式採用金庫をいう。）は、新信金告示第二百七十五条の八第三項から第六項までの規定にかかわらず、基準日から起算して一年を経過する日までの間は、損益要因分析テスト（新信金告示第一条第八十九号に規定する損益要因分析テストをいう。）において、レッド・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類した場合には、当該分類をグリーン・ゾーンに分類したものとみなして、マーケット・リスク相当額を算出するものとする。</p>
附 則	改 正 前